

稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、新規生産者の技術習得に向けた研修ハウスを設置するため、みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業費補助金等のうちスマート農業の総合推進対策交付等要綱（令和2年4月1日付け元農会第863号 農林水産事務次官依命通知）等に基づいて、事業実施主体が行うチャレンジファーム事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率等は、別表のとおりとする。

(交付申請書及び添付書類の様式等)

第4条 規則第3条に規定する交付申請書及びこれに添付する書類の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、その理由及び補助事業の遂行状況を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) その他補助金の交付の決定に際し知事が特に定めた事項。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(5) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、国交付等要綱及び本要綱を遵守すること。

(6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事の交付の決定をもって承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(7) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(8) 前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第 7 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならないこと。

(9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産を適正に管理運営しなければならないこと。

(軽微な変更)

第 6 条 別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(計画変更承認申請書の様式)

第 7 条 第 5 条第 1 号の規定により知事の承認を求める場合の申請書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

(事業の着手)

第 8 条 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。ただし、事業の円滑な実

施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、あらかじめ知事の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した補助金交付決定前着手届を知事に提出する。

- 2 前項のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失は自らの責任とすることを了知の上行うこと。

(概算払の請求)

第9条 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとするときの請求書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

第10条 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、前条の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告書及び添付書類の様式等)

第11条 規則第12条に規定する実績報告書及びこれに添付する書類の様式は、様式第5号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日とする。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(財産の管理等)

第 12 条 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 13 条 規則第 19 条第 1 項第 2 号の規定により、知事が指定する機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 19 条第 1 項第 3 号の規定により、知事が指定する財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のソフトウェアとする。

3 規則第 19 条第 1 項ただし書の知事が定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助等交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

4 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付することを条件とすることがある。

(関係書類の整備保管)

第 14 条 補助事業及び間接補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算に関する事項を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 4 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表

経 費	補 助 率	重要な変更	
		経費の配分の変更	事業内容の変更
(1) データ駆動型農業の実践体制づくり支援 ア 推進会議の開催 イ データ収集・分析機器の活用 の検証 ウ データ活用のために必要な農業用ハウスのリノベーション エ 検証の成果等の普及・情報発信	定額 イのうち機械設備等のリース導入以外 ・定額 イのうち機械設備等のリース導入 ・1/2 以内 ただし、次に掲げるもののリース導入については、定額 ・温度、CO ₂ 、湿度等の複数の環境の制御を行うためのセンサー類、モニタリング装置等	補助率が異なる経費ごと の相互間における経費の 増減	1 補助事業者又は間接補助事業者の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 4 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 5 成果目標の変更

(様式第 1 号)

番 号
令和 年 月 日

富山県知事 殿

住所
氏名

令和 年度稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業
費補助金交付申請書

令和 年度において、別添のとおり稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジ
ファーム事業を実施したいので、稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファ
ーム事業費補助金 円を交付されるよう富山県補助金等交付規則第 3 条の規定により
関係書類を添えて申請します。

(関係書類)

稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業費
補助金交付申請書

1 事業の目的

2 事業実施計画

事業実施主体名	具体的な実施内容	実施時期	事業費（円）
計			

3 経費の配分（単位：円）

総事業費 ①+②+③ +④	補助事業に 要する経費 ①+②	負担区分				備考
		県費 ①	市町村費 ②	その他 ③	事業実施主 体④	

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部（単位：円）

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県費					
市町村費					
計					

(2) 支出の部（単位：円）

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市町村の予算 化事業名					
計					

6 添付資料

事業実施地図等

(様式第2号)

番
令和 年 月 日

富山県知事 殿

住所
氏名

令和 年度稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業
変更承認申請書

令和 年 月 日付け富山県指令農食第 号で補助金の交付決定のあった、令和
年度稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業について、下記のとおり
変更したいので、稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業費補助
金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

既交付決定額	金	円
変更交付申請額	金	円
追加交付申請額	金	円

(以下は、様式第1号の「記」以下に準ずる。)

(注) この場合において、同様式の「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交
付決定により通知された事業の内容および経費の配分と変更後の事業の内容および経費の配分
とを容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載
すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略する。

(様式第 3 号)

番 号
令和 年 月 日

富山県知事 殿

住所
氏名

令和 年度稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業
費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業費補助金交付等要綱第 9 条の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	国庫補助金中 9 割相当額	既受領額		遂行状況報告(※) 第 3 ・ 四半期の出来高	今回請求額		事業完了予定年月日	備考
				金額	出来高		金額	〇月〇日まで予定出来高		
	円	円	円	円	%	%	円	%		

遂行状況報告を兼ねる場合は本文を以下のとおりとし、※の遂行状況報告欄を記載すること。
「令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあったこの事業について、稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により令和〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。」

様式第4号（第8条関係）

番 号
令和 年 月 日

富山県知事 殿

住所
氏名

令和 年度稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業費補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け富山県指令農食第 号をもって交付決定通知のあった令和 年度稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業費補助金について、稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記により報告します。

記

1 事業遂行状況（第〇・四半期末現在）

区分	総事業費 (A)+(B)	事業の遂行状況				備考
		第〇・四半期までに 完了したもの		第〇・四半期以降に 実施するもの		
		事業費 (A)	出来高 (%)	事業費 (B)	事業完了 年月日	
所有者不明農地対策事業	円	円	%	円		

2 事業開始年月日

3 事業完了予定年月日

(様式第 5 号)

番 号
令和 年 月 日

富山県知事 殿

住所
氏名

令和 年度稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業
実績報告書

令和 年 月 日付け富山県指令農食第 号で補助金の交付決定のあった、令和
年度稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファームについて、富山県補助金等
交付規則第 11 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業費
補助金実績報告書

1 事業の目的

2 事業実施実績

事業実施主体名	具体的な実施内容	実施時期	事業費（円）
計			

3 経費の配分（単位：円）

総事業費 ①+②+ ③+④	補助事業に 要する経費 ①+②	負担区分				備考
		県費 ①	市町村費 ②	その他 ③	事業実施主 体④	

4 事業完了年月日

令和 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部（単位：円）

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県					
市町村費					
計					

(2) 支出の部（単位：円）

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市町村の予算 化事業名					
計					

6 添付資料

- ・請求書の写し、納品書又は契約書の写し、領収書の写し等支払い実績の分かる書類
- ・研修資料、写真等事業実績の分かる書類

(様式第 6 号)

令和〇〇年稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業費
補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
令和 年 月 日

富山県知事 殿

住所
氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知の稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業費補助金について、稼げる！とやまの園芸産地支援事業のうちチャレンジファーム事業費補助金交付要綱第 11 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| （令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | | |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（推進事業等に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、推進事業者等が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
 - （2）付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - （3）3 の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）。
 - （4）推進事業者等が消費税法第 60 条第 4 項（昭和 63 年法律第 108 号。以下同じ。）に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

※〇〇事業の欄には別表 3 の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

(様式第7号)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

殿

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。